

件名

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十二条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、株式会社商工組合中央金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定めるものを定める件

経済産業省

財務省告示第二号  
金融庁

内閣府

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省令第一号  
経済産業省

）第八十三条第一項第六号及び第八十四条第四号の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、株式会社  
商工組合中央金庫及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして経済産業  
大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定めるものを次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十四年三月二十九日

金融庁長官 畑中龍太郎

財務大臣 安住 淳

経済産業大臣 枝野 幸男

（報酬等に関する開示事項）

第一条 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（以下「規則」という。）

第八十三条第一項第六号に規定する経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、次に掲  
げる事項とする。

- 一 対象役員（株式会社商工組合中央金庫（以下「商工組合中央金庫」という。）の取締役（社外取締役を除くことができる。）、執行役、会計参与及び監査役（社外監査役を除くことができる。）をいい、直近の事業年度中に退任した者を含む。以下同じ。）及び対象従業員等（商工組合中央金庫の対象役員以外の役員及び従業員（直近の事業年度中に退任又は退職した者を含む。）であつて、商工組合中央金庫から高額報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として商工組合中央金庫から受ける財産上の利益又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規定する賃金をいう。以下この条において同じ。）を受ける者のうち、商工組合中央金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下この条において同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項
- 二 対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項
- 三 対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象従業員等の報酬等と業績の連動に関する事項
- 四 対象役員及び対象従業員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項

(子会社等を有する場合における報酬等に関する開示事項)

第二条 規則第八十四条第四号に規定する経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 対象役員及び対象従業員等(商工組合中央金庫の対象役員以外の役員及び従業員並びにその主要な連結子法人等(規則第九十条第一項第十三号に規定する連結子法人等をいう。以下この号において同じ。))

( )の役員及び従業員(直近の事業年度中に退任又は退職した者を含む。 )であつて、商工組合中央金庫又はその主要な連結子法人等から高額の報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として商工組合中央金庫若しくはその主要な連結子法人等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。以下この条において同じ。 )を受ける者のうち、商工組合中央金庫及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものをいう。以下この条において同じ。 )の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

- 二 対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項
- 三 対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象従業員等の報酬等と業績の連動に関する事項
- 四 対象役員及び対象従業員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項